

議案第 2 号

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 23 年 2 月 15 日提出

川崎市長 阿 部 孝 夫

川崎市特別会計条例の一部を改正する条例

川崎市特別会計条例（昭和 39 年川崎市条例第 13 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中第 10 号を削り、第 11 号を第 10 号とし、第 12 号から第 14 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 川崎市老人保健医療事業特別会計の平成 22 年度分の収入、支出及び決算に関しては、なお従前の例による。

参考資料

## 制 定 要 旨

老人保健医療事業特別会計を廃止するため、この条例を制定するものである。